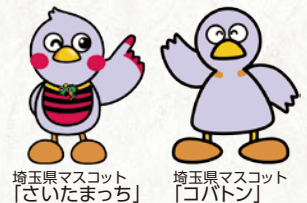


今回のテーマ

反版
その
6

SNSを通じた投資・副業などの 「もうけ話」にご注意!!



発行所

 埼玉県県民生活部消費生活課
TEL 048-830-2935


- 1 「必ず増える」「もうかる」ことを強調する広告は**詐欺**と思うこと!
- 2 広告に記載されている「友達登録」に注意! **安易にSNSで繋がらない**
- 3 個人名義の口座には**絶対に振り込まない**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

 い や や!
TEL 188

 皆さんからの
相談情報が、
同様の被害防止
につながります。

 今月の
標語

 その投資
あなたの資産を
狙ってる

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

若者の契約トラブルに注意

18歳で成年!

未成年は法で保護されているため、原則、契約の取り消しができますが、
18歳になると未成年者契約取消しはできません!

成人として一人で契約を
結ぶことができます。
親権者の同意は不要です。

契約を結ぶときは、
事前に契約内容を
確認しましょう!

新成人の「経験が浅い
のに高額な契約ができるが
解約は難しい」状況を
悪質事業者は狙っています。

契約や買い物をするときは、
本当に支払いができるのか、
しっかりと考えましょう。

成年だからって
諦めないで!

成年になってもできる契約取消し等があります!

- クーリング・オフの主張や中途解約
- 消費者契約法による契約取消し
- トラブルに遭ったら消費生活センターへ相談
などの解決策があります。



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コパトン」

困ったときは…
消費者ホットライン

 **188**

最寄りの相談窓口に
つながります。